

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 17 日

介護保険者 様

兵庫県国民健康保険団体連合会

新型コロナウイルスに伴う介護報酬の算定要件緩和に対する対応について

平素は、本会の業務運営につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省労務局より発出されております新型コロナウイルスに伴う介護報酬の加算等の算定要件について、現在の介護保険審査支払等システムで緩和された要件による請求を受け付けた場合、本来は正当とするべき請求が返戻となることが判明いたしました。

つきましては、下記のとおり対応いたしますので、よろしく願いいたします。

記

- 1 対象通知及び本会の対応
別紙のとおり

- 2 事業所台帳の整備について

『介護最新情報 Vol.779 (問 6)』及び『介護最新情報 Vol.842』については、指定権者として体制を認めているものではないため、事業所台帳の体制等状況の変更は不要です。

- 3 今後の対応

通知の内容から本来正当とするべき請求がすでに返戻となっている場合の取り扱いについて、事業所から問い合わせがあった場合は、本会に連絡いただくようお願いください。

【事業所からの問い合わせ先】

兵庫県国民健康保険団体連合会

介護福祉課介護保険係

TEL : 078-332-5618

【担当】 介護福祉課管理係 須見

TEL 078-332-5680 (直通)

FAX 078-332-9520

(別紙)

対象通知	事業所台帳の取り扱い	本会の対応	サービス対象月	適用審査月
令和2年2月24日発厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(別紙1) 【介護保険最新情報Vol. 770】	—	利用時間に対して、リハビリテーション提供体制加算の利用時間が一致していない場合でも <u>審査正当として取り扱います。</u>	令和2年2月サービス分以降	令和2年9月審査から適用予定
令和2年3月6日発厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」(問6) 【介護保険最新情報Vol. 779】	訪問看護に係る「緊急時訪問看護加算」について、 <u>体制等状況の変更不要</u>	厚労省から緩和措置の終了期間が示されるまでの間、 <u>審査正当として取り扱います。</u>	令和2年3月サービス分以降	令和2年7月審査から適用予定
令和2年6月1日発厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(別紙) 【介護保険最新情報Vol. 842】	通所系サービスに係る「時間延長サービス体制」について、 <u>体制等状況の変更不要</u>	厚労省から緩和措置の終了期間が示されるまでの間、 <u>審査正当として取り扱います。</u>	令和2年6月サービス分以降	令和2年7月審査から適用予定

※事業所から適用審査年月までに請求があった場合は、返戻となります。

※適用審査月が変更となる場合は、別途ご連絡いたします。